

石川県公報

平成 25 年 5 月 30 日 (木曜日)

号 外

(第 44 号)

目 次

規 則	訓 令
○石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 1	○浅野川放水路操作細則の一部改正 (河川課) 2
○浅野川放水路操作規則の一部を改正する規則 (河川課) 1	

規 則

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十五号

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則 (平成十八年石川県規則第五十二号) の一部を次のように改正する。

別表第二中「山口県」を「山口県 徳島県」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

浅野川放水路操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十六号

浅野川放水路操作規則の一部を改正する規則

浅野川放水路操作規則 (昭和五十年石川県規則第二号) の一部を次のように改正する。

第一条中「犀川河川改修工事期間における」を削る。

第三条を次のように改める。

(洪水)

第三条 この規則において「洪水」とは、浅野川本川分流地点 (以下「分流地点」という) における流水の水位が分流堰の天端高を超えた場合における当該流水をいう。

第四条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第一号中「大雨又は洪水」を「金沢市において、降雨」に、「発せられた」を「発せられ、洪水の発生が予想される」に改め、同条第二号中「毎秒六十立方メートル以上の洪水」を「毎秒百四十立方メートル以上となること」に改める。

第五条中「洪水警戒体制においては」を「前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、石川県県央土木総合事務所」に改める。

第六条を次のように改める。

(洪水の分流)

第六条 洪水は、分流堰から犀川へ自然分流するものとする。

第八条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、「最大分流量の流水を流す開度」を「全開」に改める。

第九条中「変動」を「変化」に、「認められる」を「認める」に、「別表第一に掲げる」を「訓令で定めるところにより」に改め、「同表の定めるところにより」を削る。

第十一条を次のように改める。

(観測)

第十一条 課長は、浅野川放水路を操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

第十二条中「おかねば」を「おかなければ」に改め、同条第三号中「分流量」を「分流量」に改める。

第十三条中「調査し、又は測定した」を「観測した」に、「おかねば」を「おかなければ」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年五月三十一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第11号

土 木 部

浅野川放水路操作細則(昭和50年石川県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成25年5月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「犀川河川改修工事期間における」を削る。

第2条中「第七条」を「第7条」に、「第5条第1号」を「第5条」に改める。

第3条中「別表第1」を「別」に改める。

第5条の見出しを「(観測の基準)」に改め、同条中「調査及び測定」を「観測」に、「別表第2」を「別」に改める。

第6条第1号を削り、同条第2号中「又は内川ダム」を「内川ダム又は辰巳ダム」に、「はんらん」を「氾濫」に改め、同条同号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第7条中「規則第8条第2号」を「前条の規定に該当し、規則第8条」に改める。

第9条第1号中「規則別表第1の」を「別表に掲げる」に改め、「時の」を削り、同条第2号中「認められる時の」を「予想される」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

規則第9条に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第9条関係)

機 関 名	所 在 地	連絡方法
金沢市	金沢市広坂1丁目	加入電話
石川県県央土木総合事務所	金沢市泉本町6丁目	加入電話
金沢中警察署	金沢市下本多町	加入電話
金沢東警察署	金沢市元町2丁目	加入電話
金沢西警察署	金沢市金石本町	加入電話
金沢市消防本部	金沢市泉本町7丁目	加入電話

附 則

この訓令は、平成25年5月31日から施行する。